

議案第 1 3 号

川崎市地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 1 4 条第 1 項の条例で定める日等を定める条例の制定について

川崎市地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 1 4 条第 1 項の条例で定める日等を定める条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 1 4 条第 1 項の条例で定める日等を定める条例

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 4 条第 1 項の条例で定める日は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 2 8 年 3 月 3 1 日とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

参考資料

制 定 要 旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項に規定する条例で定める日等を定めるため、この条例を制定するものである。